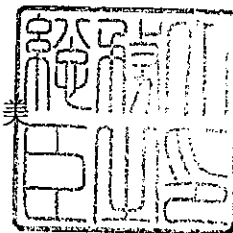


総政企第 153 号
平成 25 年 7 月 26 日

統計委員会委員長
樋口 美雄 殿

総務大臣臨時代理
国務大臣

稲田 朋美



諮問第 55 号
工業統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成 25 年 7 月 11 日付け 20130708 統第 1 号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

1 諮問事項

基幹統計調査である「工業統計調査」（以下「本調査」という。）の平成25年調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

工業統計調査について、調査計画における「調査対象の範囲」及び「調査方法」を以下のとおり変更する。

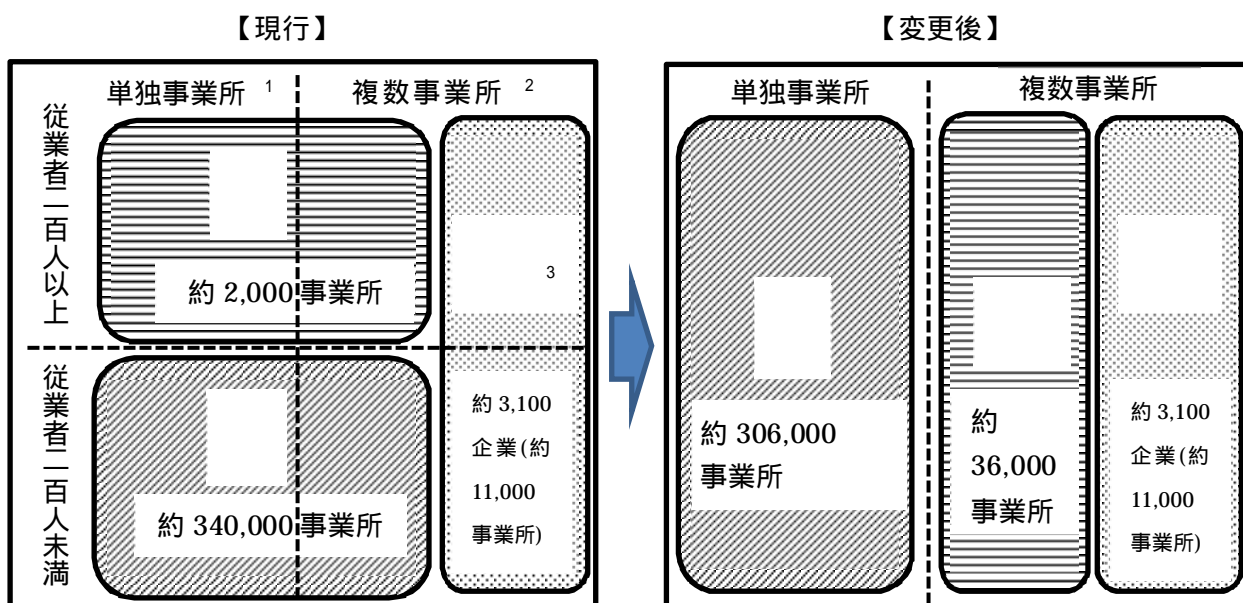
（1）調査対象の範囲の変更

調査対象の範囲について、東日本大震災に伴い調査対象から除外した区域に含まれる事業所のうち、避難解除等区域に含まれる事業所を調査対象に含めるため、記述の修正を行う。

（2）調査方法の変更

本調査の調査方法は、下表の3種類あるところ、それぞれが対象とする事業所の範囲を下図のとおり変更する。

	調査系統	調査方法
	経済産業大臣 都道府県 市町村 報告者（事業所）	調査員調査
	経済産業大臣 民間委託事業者 報告者（事業所）	郵送調査
	経済産業大臣 民間委託事業者 報告者（企業）	郵送調査（本社一括調査） 本社が傘下事業所分を一括で回答



- 1 「単独事業所」とは、1事業所のみを有する企業の事業所をいう。
- 2 「複数事業所」とは、複数の事業所を有する企業の事業所をいう。
- 3 調査方法は、複数事業所のうち、経済産業大臣が指定する企業の事業所を対象とする。

【説明】

現行では、複数事業所について、従業者 200 人未満は調査員調査、従業者 200 人以上は郵送調査、経済産業大臣が指定する企業は、本社に対して傘下事業所分も含めて郵送調査で調査が実施されており、事業所の規模の大小や経済産業大臣の指定の有無により、調査員調査と郵送調査、個々の事業所を対象とした調査と本社一括調査が混在している。

このため、調査員調査の対象である事業所が、同一企業の他の事業所と一緒に郵送で調査票を提出するなど、事務に混乱が生じていることから、本件申請による変更は、調査方法ごとの調査対象範囲を明確化するものである。

3 審議すべき重点事項

(1) 調査員調査及び郵送調査の対象となる事業所の範囲の変更について

本件申請では、民間委託事業者経由の郵送調査について、経済産業大臣が指定する企業の複数事業所及び従業者 200 人以上の事業所としていたものを、複数事業所（従業者数に関わらず、経済産業大臣が指定する企業と当該指定がない企業の両方）に変更するとともに、都道府県等経由の調査員調査について、従業者 200 人未満の事業所で経済産業大臣が指定する企業の事業所でない事業所としていたものを、単独事業所に変更することとしている。

当該見直しにより、従前の調査で調査員調査により実施されていた従業者 200 人未満の複数事業所が郵送調査へと移行することになり、調査員調査の対象とする事業所数は、約 34 万事業所から約 30 万 6 千事業所へと減少することとなる。

このため、当該変更について結果の精度に与える影響及び回収率の確保の観点から検討する必要がある。

(2) 前回承認時における今後の課題についての検討状況

ア 平成 24 年 7 月承認（軽微）時の検討課題

本調査については、平成 24 年 7 月 25 日付け総政審第 298 号による承認通知の際に、検討課題として以下の事項について、対応を求めている。

本調査は、現在、従業者規模により甲と乙の 2 種類の調査票から構成されているが、平成 24 年 2 月に実施された経済センサス-活動調査（基幹統計調査）において、製造業については 1 種類の調査票により実施されていることから、統計委員会からの要請に基づく政府内における検討結果（「経済センサス-活動調査の実施方法等について」（平成 21 年 2 月 13 日各府省統計主管部局長等会議了解））の趣旨を踏まえ、調査の効率化・簡素化及び統計の正確性の確保等を図る観点から、今後、経済センサス-活動調査の回答状況を検証した上で、調査票を一枚化することについて、統計審議会の答申「諮問第 319 号の答申 工業統計調査の改正について」（平成 19 年 5 月 11 日付け統審議第 6 号）における今後の課題と併せて平成 25 年度末を目途に検討の上、報告すること。

イ 平成 19 年 5 月答申における今後の課題

また、本調査については、旧制度下の統計審議会の答申「諮問第 319 号の答申 工業統計調査の改正について」（平成 19 年 5 月 11 日付け統審議第 6 号）において、以下の点について、検討を求めている。

「常用労働者」として調査されている従業者については、他の統計調査との整合性を考慮しつ

つ、その範囲・概念と用語について見直すこと。

工業統計調査の結果から二次的に作成される「労働生産性に係るデータ（従業者1人当たり付加価値額等）」については、生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することに対する強い利用者ニーズがあることを踏まえ、従業者を生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することの実査可能性等も検証しつつ、労働生産性に係るデータの整備を図ること。

また、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」については、付加価値額の算出に当たって必要となる重要なデータであることから、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」の区分ごとに把握するとともに、それぞれの公表を行うこと。

工業統計調査は、統計調査の中でも報告者負担が重いものであるため、経年的な変化が少ない工業用地、工業用水等の調査事項については、報告者負担の軽減を図る観点から、その簡素化又は周期化を図ること。

これらの課題については、対応状況及びその妥当性について検討する必要がある。

工業統計調査の概要

調査の目的等

工業統計調査は、全国の製造業に属する事業所を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を調査し、我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする「製造業の国勢調査」である。

経済センサス - 活動調査実施対象年以外の年は、工業統計調査を実施する。なお、従業者数3人以下の事業所については、調査票は配布しないが、事業所名、所在地、主要製品名、従業者数、事業所の異動状況等の「確認調査」を行う。

対象及び対象数

対象

日本標準産業分類に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所。
(国に属する事業所、管理・補助的経済活動を行う事業所を除く)
甲調査は従業者30人以上の事業所、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所について行⁵う

対象数

準備調査：約590,000事業所
甲調査：約65,000事業所
乙調査：約290,000事業所

調査の経緯

明治42年 「工業統計報告規則」制定。職工5人以上を使用する工場を対象として、5年周期の調査を実施
大正9年 以降毎年調査実施
昭和14年 以降全数調査実施
昭和56年 以降特定年次(西暦末尾0,3,5,8)においては従業者4人以上の事業所を調査
平成19年 本社一括調査を導入
平成22年 国直轄調査の導入
平成23年 経済センサス - 活動調査で年間(平成23年)の製造事業所の活動を調査し、工業統計調査は中止
平成25年 複数事業所を有する企業傘下の事業所は国が調査を実施(予定)

調査の期日及び調査事項

調査の期日
毎年12月31日

主な調査事項
従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、有形固定資産額、工業用水の使用量など

調査結果の集計及び公表

速報

主要項目(事業所数、従業者数、製造品出荷額等)を産業中分類(2桁)・都道府県別、産業中分類別・従業者規模別に集計し、調査実施後約9か月で公表

確報

調査実施から約1年1か月で、産業編、品目編、市町村編、工業地区編、用地用水編、企業統計編、産業細分類別統計表として、順次公表

調査結果の利用状況

企業立地促進・産業集積計画策定の基礎資料
都市計画、下水道整備計画等の策定の基礎資料
GDP(速報、確報、確々報)及び産業連関表作成の基礎資料
鉱工業指数、企業物価指数等の二次統計作成の基礎資料
「ものづくり白書」、「中小企業白書」等における製造業の構造変化の分析資料
地方交付税額算定の基礎資料 等

工業統計調査の利用実態

工業統計調査は製造業の全体像を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

<国での利用例>

◆地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料

- ・地方交付税の算定（「普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第11条の2」において経常態容補正係数（都道府県の「商工行政費」、市町村の「地域振興費」）の算定資料）

◆下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に基づく流域別下水道整備総合計画策定の基礎資料

◆国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画や国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に基づく国土形成計画（旧全国総合開発計画）の策定、工場立地の現状把握や工場再配置計画のフォローアップのための基礎資料

◆東日本大震災発生時における被災地の製造業規模把握のための基礎資料

<都道府県・市町村での利用例>

◆地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料

◆工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料

◆工業団地開発計画、企業誘致施策等の基礎資料

◆誘致企業と地場産業の実態把握の基礎資料

◆地方公共団体における都市計画策定、国土利用計画の運営管理、進捗状況把握の基礎資料

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

<国での利用例>

◆産業連関表、国民経済計算(SNA)等の基礎資料

◆鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料

◆中小企業白書、ものづくり白書等の資料

<都道府県・市町村での利用例>

◆地域産業連関表、県民所得統計等の基礎資料

◆地域別の鉱工業生産活動指数のウェイト算出等の基礎資料

◆県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料

◆激甚災害に対処するための基礎資料への利用

- （「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」第2条の激甚災害の指定及びこれを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料）

(3) 企業や大学での利用

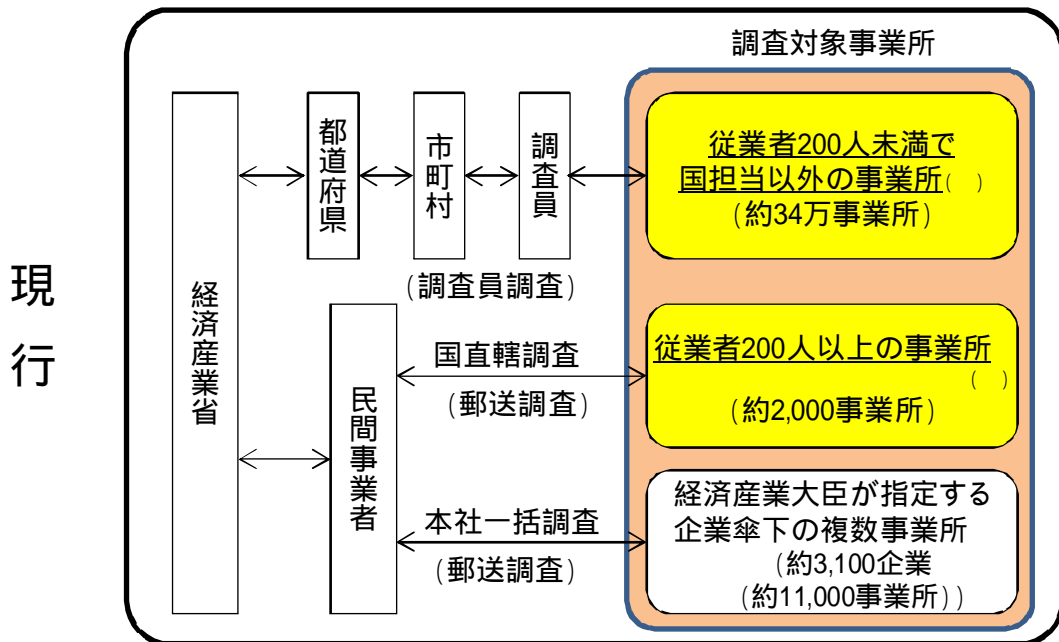
◆企業において、関係業界の動向分析、需要予測、設備投資計画等の資料

◆大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料

(4) 国際連合統計部、経済開発協力機構(OECD)統計局への提供資料等の国際比較の資料

(5) 各種調査の標本設計等の母集団

工業統計調査の主な変更点



() 複数事業所と単独事業所が混在

